

議案第 1 1 号

東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の
制定に関する協議について

東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約を次の
とおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、
同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

東総地区広域市町村圏事務組合理約（昭和46年千葉県指令第2072号）の一部を次のように改正する。

第5章を削る。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可があった日から施行する。